

令和5年第12回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年11月27日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前9時52分	宣告者	議長(職務代理) 須藤 良春	
閉会時刻	午前10時19分	宣告者	議長(職務代理) 須藤 良春	
議長	職務代理 須藤 良春			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 とし子	出席	小 川 清 志	出席
3	比留間 正道	出席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	出席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	欠席	瀧 島 誠	出席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職 名	氏 名
			事務局長	玉 木 亨
			事務局次長	遠藤 俊一
			主 任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第32号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について			
日程第4	報告第11号 報告事項について			
日程第5	その他			
議 事 (担当)		内 容		
開会	議長 (職務代理)	<p>本日、町田会長は地域の行事があり欠席されていますので、私が代理を務めさせていただきます。何分不慣れですので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第12回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長 (職務代理)	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号2番 岡野とし子 委員</p> <p>議席番号3番 比留間正道 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長 (職務代理)	<p>議案第31号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>		

	<p>事務局</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>農業委員</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>推進委員</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p>	<p>議案書等をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、南中学校の南西約760メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和5年10月19日に除外されています。</p> <p>譲受人は、川越市大字笠幡で大工工事業を営んでおり、主に川越市や本市等で事業を行っています。現在使用している資材置場は、事務所から近い太田ヶ谷地内にある父親の土地を使用していますが、「(仮称)SAITAMAロボティクスセンター」の計画地となったため、移転先の確保が急務となりました。</p> <p>埼玉県土地開発公社の紹介、知人等への相談などにより移転先を探しましたが、条件が合わずなかなか見つけることができませんでした。</p> <p>そこで、父親に相談したところ、父親が所有する本申請地を使用することについて同意が得られたとのことです。本申請地の北側は、埼玉県が整備する施設計画地と外周道路に接し、南側には住宅が点在していることから周辺農地への影響が少ないと考えられます。</p> <p>また、事務所から近く、今後埼玉県が「(仮称)SAITAMAロボティクスセンター」の外周道路として整備する箇所の一部を借用することにより、進入路も確保できる見込みであることから、資材置場として最適な場所であると考えているとのことです。</p> <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。また、現在使用している資材置場を確認したところ、たくさんの型枠やパイプがきちんと整理され、置いてありました。</p> <p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長 (職務代理)</p>	<p>議案第32号</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>1番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、審議するものです。</p> <p>申請内容の説明に先立ち、本制度の概要等を説明します。本制度は、埼玉県が策定する埼玉県農地調整関係事務処理要領に基づいて処理するもので、農地転用が許可され、工事完了届が提される前に事業計画の変更が生じた場合は、再度埼玉県の承認が必要になるというものです。</p> <p>市農業委員会の役割は、申請内容を審査して意見を決定し、意見書を埼玉県へ送付することとなります。</p> <p>具体的な手続きは、許可となった当初の転用目的の達成が可能な場合と、申請の根幹をなす、転用事業者や転用目的の変更といった、達成が困難な場合の2つに分けて進められます。</p> <p>達成が可能な場合の手続きは、計画変更の申請のみで足りませんが、達成が困難な場合には、計画変更申請に加え、改めて農地転用の申請が必要となります。</p> <p>本総会の議案では、議案第32号の1番が達成が困難な場合、2番が達成が可能な場合に該当します。</p> <p>以上が制度の概要となります。</p> <p>続きまして、議案第32号の1番の申請内容について、議案書等をもとに、説明します。</p> <p>本件は、本年第8回総会で審査し、8月15日に埼玉県が許可しています。</p> <p>変更の内容は、当初計画では、贈与による所有権の移転を予定していましたが、親子で再度話し合った結果、使用貸借権の設定に変更したいというものです。</p> <p>なお、先ほども説明しましたが、本申請につきましては、許可を受けた申請の根幹を変更することになるため、本申請が承認された場合には、改めて農地転用の申請が必要となります。</p>
議長 (職務代理) 農業委員	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>申請人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長 (職務代理) 推進委員	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>申請人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長 (職務代理)	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<p>なぜ、権利関係が変更となったのですか。</p>
事務局	<p>所有権移転から使用貸借権の設定に変更したいとの相談が、代理人を通じてありました。理由は親子で話し合った結果とのことでした。代理人に変更に必要な手続きを説明したところ、本申請がなされたものです。</p>
議長 (職務代理)	<p>変更についての特別な理由はなくても、申請そのものに問題はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>申請内容に問題はありませんので、手続き的には、申請のあった内容を審査するということになります。なお、担当する農業委員、農地利用最適化推進委員からも聞き取りをしていたので、農業委員会として必要な確認はしていると考えています。</p>

議長
(職務代理)

個人情報との関係もありますので、あまり踏み込んで確認することは難しい面もあると思います。申請内容に不備がなければ、そのまま受理することになると思います。
ほかに何か質問、意見等ございますか。

(質問・意見なし)

特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「承認相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長
(職務代理)

挙手全員のため、本件は、「承認相当」とすることに決定しました。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第32号の2番について、議案書等をもとに、説明します。

本件は、本年第9回総会で審議し、9月21日に埼玉県が許可しています。

当初の申請内容は、主に加工食品を扱う企業をテナントとする冷蔵倉庫の建設を計画していました。しかし、工事計画を進めていく中で、冷蔵・冷凍設備に必要な機材が半導体不足などの影響により、納期に1年以上を要するものや納期未定となるものがあると判明しました。そのため、社内で協議し、当初計画を変更せざるを得ないとの結論に至りました。

改めて常温倉庫による事業を計画し、テナントの再募集を行ったところ、企業から出店要望があり、当該企業からの要望を反映したプランに変更する必要が生じました。

変更後のテナントの主な業務は、商品の仕分け、梱包などの軽作業であり、従業員数は正規社員30名、パート90名の計120名程度を予定しています。

勤務体制は60名の2交代制のため、従業員用駐車場を64台、駐輪場を12台分確保し、当初計画していた送迎バスの運行については廃止しました。

トラック用の駐車場は、駐車スペースに5台を確保したほか、1階ピロティー建物内に最大で34台は駐車できるため、運営に支障が生じない駐車台数に変更しました。

また、当初計画で設置を予定していた給油所は、計画変更後のトラック入庫台数が減少するため、設置しないこととしました。

なお、本件は、申請の根幹をなす部分の変更ではないため、改めての農地転用は不要となります。

議長
(職務代理)

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

申請人に確認した内容を報告します。

内容については、事務局の説明のとおりです。

なお、工事につきましては来年の2月ごろ着手し、再来年の春には稼働したいとのことでした。

議長
(職務代理)

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

車両の出入り口が国道407号線となっています。大型トラックの利用がほとんどになると思われるので、何か交通安全上の対策を考えていますか。

	<p>事務局</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p>	<p>また、申請地は宅地と山林の一体利用が計画されています。宅地と山林部分の利用方法について説明してください。</p> <p>車両の出入口については、当初計画と変わりはありません。事業者からは、事故が起きないようにミラーを設置するなどの対策を講じると聞いています。</p> <p>また、宅地と山林につきましては、一部建物の敷地となる部分がありますが、国道からの出入口と雨水の貯水槽用地として利用する計画となっています。</p> <p>ほかに何か質問、意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「承認相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第4</p>	<p>議長 (職務代理)</p> <p>事務局</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p>	<p>報告第11号 「報告事項について」を議題といたします。事務局より、説明（報告）をお願いします。</p> <p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第11回総会における審議案件 1件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 5件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
<p>日程第5</p>	<p>議長 (職務代理)</p> <p>事務局</p>	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p> <p>特にありません。</p>

議事録の署名	議長 (職務代理) 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めらる。</p> <p>議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長 (職務代理)	<p>以上をもって、令和5年第12回農業委員会総会を閉会します。</p>